

## 議案第 84 号

### 松阪市税条例の一部改正について

松阪市税条例（平成 17 年松阪市条例第 105 号）の一部を次のように改正する。

平成 25 年 5 月 31 日 提出

松阪市長 山 中 光 茂

#### 松阪市税条例の一部を改正する条例

松阪市税条例（平成 17 年松阪市条例第 105 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条の 7 第 2 項中「第 314 条の 7 第 2 項」の次に「(法附則第 5 条の 6 第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える。

第 54 条第 5 項中「(独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法（平成 11 年法律第 198 号）附則第 9 条第 1 項又は第 11 条第 1 項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法（平成 14 年法律第 130 号）第 11 条第 1 項第 7 号イの事業又は旧農用地整備公団法（昭和 49 年法律第 43 号）第 19 条第 1 項第 1 号イの事業を含む。)」を削る。

第 131 条第 4 項中「(独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法附則第 9 条第 1 項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法第 11 条第 1 項第 7 号イの事業を含む。)」を削る。

附則第 3 条の 2 中「、第 52 条」を削り、「延滞金の」の次に「年 14.6 パーセントの割合及び」を加え、「各年の前年の 11 月 30 日を経過する時における日本銀行法（平成 9 年法律第 89 号）第 15 条第 1 項第 1 号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年 4 パーセントの割合を加算した割合をいう」を「当該年の前年に租税特別措置法第 93 条第 2 項の規定により告示された割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ」に、「その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に 0.1 パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。」を「その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年 14.6 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年 7.3 パーセントの割合を加算した割合とし、年 7.3 パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年 1 パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年 7.3 パーセントの割合を超える場合には、年 7.3 パーセントの割合」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 当分の間、第 52 条に規定する延滞金の年 7.3 パーセントの割合は、同条の規定にかかわらず、特例基準割合適用年中においては、当該特例基準割合適用年における特例基準割合とする。

附則第 4 条第 1 項中「日本銀行法」の次に「(平成 9 年法律第 89 号)」を加え、

「(以下本項)」を「(当該期間内に前条第 2 項の規定により第 52 条に規定する延滞金の割合を同項に規定する特例基準割合とする年に含まれる期間がある場合には、当該期間を除く。以下この項)」に、「到来する場合には、」を「到来する場合における」に、「前条」を「前条第 2 項」に改める。

附則第 4 条の 2 中「第 9 項」を「第 10 項」に改める。

附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「平成 35 年度」を「平成 39 年度」に、「平成 25 年」を「平成 29 年」に、「附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」を「附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項 (同条第 9 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」に改める。

附則第 7 条の 4 中「第 5 条の 5 第 2 項」の次に「(法附則第 5 条の 6 第 2 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」を加える。

附則第 17 条の 2 第 3 項中「又は第 37 条の 9 の 2 から第 37 条の 9 の 5 まで」を「第 37 条の 9 の 4 又は第 37 条の 9 の 5」に改める。

附則第 22 条の 2 の見出し中「延長」を「延長等」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災（平成 23 年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。次項において同じ。）により滅失（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成 23 年法律第 29 号。以下この条及び次条において「震災特例法」という。）第 11 条の 6 第 1 項に規定する滅失をいう。以下この項及び次項において同じ。）をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者が、当該滅失をした当該家屋の敷地の用に供されていた土地等（同条第 1 項に規定する土地等をいう。次項において同じ。）の譲渡（震災特例法第 11 条の 4 第 6 項に規定する譲渡をいう。次項において同じ。）をした場合には、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句として、附則第 17 条、附則第 17 条の 2、附則第 17 条の 3 又は附則第 18 条の規定を適用する。

附則第 17 条第 1 項	第 35 条第 1 項	第 35 条第 1 項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成 23 年法律第 29 号）第 11 条の 6 第 1 項の規定により適用される場合を含む。）
	同法第 31 条第 1 項	租税特別措置法第 31 条第 1 項
附則第 17 条の 2 第 3 項	第 35 条の 2 まで、第 36 条の 2、第 36 条の 5	第 34 条の 3 まで、第 35 条（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 11 条の 6 第 1 項の規定により適用される場合を含む。）、第 35 条の 2、第 36 条の 2 若しくは第 36 条の 5（これらの規定が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特

		例に関する法律第 11 条の 6 第 1 項の規定により適用される場合を含む。)
附則第 17 条の 3 第 1 項	租税特別措置法第 31 条の 3 第 1 項	東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 11 条の 6 第 1 項の規定により適用される租税特別措置法第 31 条の 3 第 1 項
附則第 18 条第 1 項	第 35 条第 1 項	第 35 条第 1 項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 11 条の 6 第 1 項の規定により適用される場合を含む。）
	同法第 32 条第 1 項	租税特別措置法第 32 条第 1 項

附則第 22 条の 2 第 2 項中「前項の規定は、同項」を「前 2 項の規定は、これら」に、「前項」を「これら」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 その有していた家屋でその居住の用に供していたものが東日本大震災により滅失をしたことによってその居住の用に供することができなくなった所得割の納税義務者（以下この項において「被相続人」という。）の相続人（震災特例法第 11 条の 6 第 2 項に規定する相続人をいう。以下この項において同じ。）が、当該滅失をした旧家屋（同条第 2 項に規定する旧家屋をいう。以下この項において同じ。）の敷地の用に供されていた土地等の譲渡をした場合（当該譲渡の時までの期間当該土地等を当該相続人の居住の用に供する家屋の敷地の用に供していない場合に限る。）における当該土地等（当該土地等のうちにその居住の用に供することができなくなった時の直前において旧家屋に居住していた者以外の者が所有していた部分があるときは、当該土地等のうち当該部分以外の部分に係るものに限る。以下この項において同じ。）の譲渡については、当該相続人は、当該旧家屋を当該被相続人がその取得をした日として令附則第 27 条の 2 第 4 項で定める日から引続き所有していたものと、当該直前において当該旧家屋の敷地の用に供されていた土地等を所有していたものとそれぞれみなして、前項の規定により読み替えられた附則第 17 条、附則第 17 条の 2、附則第 17 条の 3 又は附則第 18 条の規定を適用する。

附則第 23 条第 1 項中「附則第 45 条第 3 項」を「附則第 45 条第 4 項」に、「法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」を「法附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項（同条第 9 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に、「附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」と、「法附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項」とに改め、同条第 2 項中「第 13 条の 2 第 1 項から第 5 項」を「第 13 条の 2 第 1 項から第 6 項」に、「附則第 45 条第 4 項」を「附則第 45 条第 5 項」に、「法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」を「法附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項（同条第 9 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」に、「適用される法附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項」を「適用される法附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項（法附則

第 45 条第 6 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)」に改める。

#### 附 則

##### (施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 34 条の 7 第 2 項の改正規定並びに附則第 3 条の 2、第 4 条、第 4 条の 2、第 7 条の 4、第 17 条の 2 及び第 22 条の 2 の改正規定並びに次条並びに附則第 3 条第 1 項及び第 2 項の規定 平成 26 年 1 月 1 日

(2) 附則第 7 条の 3 の 2 及び第 23 条の改正規定並びに附則第 3 条第 3 項の規定 平成 27 年 1 月 1 日

##### (延滞金に関する経過措置)

第 2 条 改正後の松阪市税条例（以下「新条例」という。）附則第 3 条の 2 の規定は、延滞金のうち平成 26 年 1 月 1 日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

##### (市民税に関する経過措置)

第 3 条 新条例附則第 4 条の 2 の規定は、平成 26 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 25 年度までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第 22 条の 2 第 2 項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成 25 年 1 月 1 日以後に行う同項に規定する土地等の譲渡について適用する。

3 新条例附則第 23 条の規定は、平成 27 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 26 年度までの個人の市民税については、なお従前の例による。

##### (固定資産税に関する経過措置)

第 4 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成 25 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 24 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 平成 25 年 4 月 1 日前に地方税法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 3 号）

第 1 条の規定による改正後の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）附則第 15 条の 9 第 1 項に規定する耐震基準適合住宅に係る耐震改修（当該耐震改修に要した費用の額が 30 万円以上 50 万円以下のものに限る。）に係る契約が締結され、同日以後に当該耐震改修が完了する場合における新条例附則第 10 条の 3 第 6 項の規定の適用については、同項中「書類及び」とあるのは、「書類及び当該耐震改修に係る契約をした日を証する書類並びに」とする。